ⅱ）更生計画認可決定日から２か月以内に、年会費の未納等によりクラブ会則に基づき除名処分を受け会員たる資格を失った者

2　退会会員の預託金債権にかかる一般更生債権

⑴　確定債権額

1850件

総額　1,514,409,694円及び額未定

（内訳）

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金

1,514,409,694円

更生手続開始決定日以降の利息・損害金　額未定

別表11　別表12

⑵　権利の変更及び弁済方法

①　別表11「退会会員にかかる更生債権弁済計画表（預託金未返還債権者）」及び同12「退会会員にかかる更生債権弁済計画表（預託金一部返還債権者）」記載の預託金債権者の有する一般更生債権については、元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額のうち99%、及び更生手続開始決定後の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定時に免除を受ける。

②　権利変更後の債権額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括弁済する。

③　別表11「退会会員にかかる更生債権弁済計画表（預託金未返還債権者）」記載の預託金債権者のうち、別紙「ゴルフ会員の取扱い」第２の定めに基づき退会の意思表示を撤回した者の債権については、上記１⑵①及び②の定めを適用する。

④　別表10「在籍会員にかかる更生債権弁済計画表」記載の預託金債権者のうち、次のⅰ）及びⅱ）に該当する者の債権については、上記①及び②の定めを適用する。

ⅰ）別紙「ゴルフ会員の取扱い」の定めに基づき、更生計画認可決定日から２か月以内に書面による退会届を提出した者

ⅱ）更生計画認可決定日から２か月以内に、年会費の未納等によりクラブ会則に基づき除名処分を受け会員たる資格を失った者

3　預託金債権以外の一般更生債権

⑴　確定債権額

46件

総額　2,654,967,166円及び額未定

（内訳）

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金

2,654,967,166円

更生手続開始決定日以降の利息・損害金　額未定

別表13

⑵　権利の変更及び弁済方法

①　別表13「取引先等にかかる更生債権弁済計画表」記載の債権者の有する一般更生債権については、元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額のうち99%、及び更生手続開始決定後の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定時に免除を受ける。

②　権利変更後の債権額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括弁済する。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

1　弁済方法等

更生計画による弁済・納付は、弁済時の更生会社本店において行う。更生債権者等が銀行口座等への振込を求めたときはその指定にしたがい、振込手数料は更生会社の負担とする。

2　放棄・取下債権の取扱い

平成23年１月31日以降、更生計画認可決定日までに更生担保権・更生債権の放棄又は取下げがなされた場合は、権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として適用する。

3　譲渡債権等の取扱い

平成23年１月31日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。

4　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

第４章　未確定更生債権の措置

第１節　係属中の更生債権査定申立て等

別表14「未確定更生債権表」１及び２記載の更生債権について、管財人が同表「認めない額」欄記載のとおり認めなかったため、同表記載の債権者から「届出債権額」欄記載の額について更生債権査定申立てがなされ、現在係属中である。

別表14「未確定更生債権表」３ないし11記載の更生債権については、債権届出期間経過後に届出がなされ、それぞれ未確定である。

第２節　未確定更生債権の措置

別表14「未確定更生債権表」記載の未確定更生債権が確定したときは、それぞれ以下のとおりとする。

1　同表１記載の債権のうち、確定した額については、第３章第３節３の定めを適用した権利変更後の債権額を弁済する。

2　同表２ないし８記載の債権のうち、確定した額については、第３章第３節１の定めを適用した権利変更後の債権額を弁済する。

3　同表９ないし11記載の債権のうち、確定した額については、第３章第３節２の定めを適用した権利変更後の債権額を弁済する。

ただし、未確定更生債権の特性から、いずれについても、以下のとおり規定を読み替えるものとする。

⑴　別紙「ゴルフ会員の取扱い」に定める退会の意思表示及び退会の意思表示の撤回については、「更生計画認可決定日から２か月以内」とあるのを「更生計画認可決定日と当該未確定更生債権の確定日のいずれか遅い日から２か月以内」とする。

⑵　第３章第３節１⑵①、同２⑵①及び同３⑵①の権利変更の時期については、「更生計画認可決定時」とあるのを「更生計画認可決定時と当該未確定更生債権の確定時とのいずれか遅い時」とする。

⑶　第３章第３節２⑵②及び同３⑵②の弁済方法については、「更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り」とあるのを「更生計画認可決定確定日と当該未確定更生債権の確定日とのいずれか遅い日から３か月を経過する日の属する月の末日限り」とする。

第５章　担保権の措置

第１節　存続する担保権

1　担保権の存続

更生会社の財産につき存する担保権のうち、別表15「存続する担保権一覧表（不動産）」及び別表18「存続する担保権・担保の目的表（リース）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同各表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

2　弁済等による消滅

⑴　別表15「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の担保権については、第３章第１節１の定めに基づく弁済が完了したときは、当該担保の目的物の上に存する担保権は消滅する。この場合、担保権者は、当該担保権の抹消登記手続を行うものとし、管財人（更生手続終結決定後は会社の代表取締役、以下本章において同じ）から要請があった後２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑵　別表18「存続する担保権・担保の目的表（リース）」記載の担保権については、第３章第１節２の定めに基づく弁済が完了したときは、当該担保の目的物の上に存する担保権は消滅する。担保権消滅後、当該リース物件の所有者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。